

てだキッズ介護のお仕事チャレンジ事業委託契約書（案）

浦添市長 松本哲治（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「てだキッズ介護のお仕事チャレンジ事業」について次のとおり委託契約を締結する。

第1条（契約の目的）

甲は、「てだキッズ介護のお仕事チャレンジ事業」（以下「委託業務」という）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

第2条（委託業務内容と目的）

甲は、この契約書に定めるもののほか、別途「てだキッズ介護のお仕事チャレンジ事業仕様書（以下「仕様書」という）」に基づき委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 全国的な高齢化が進むなか、本市においても同様に進み、将来的に福祉及び介護における人材が不足すると予測されている。介護を要する状態となっても住み慣れた地域で継続して生活を送ることができるよう、介護保険サービスの担い手となる人材の確保が喫緊の課題となっている。将来の介護人材の確保のため、小中学生を中心とした若年層に「介護」に触れてもらうこと、介護・福祉に対する興味・好奇心を育み、介護現場で活躍する仕事を知ってもらうことを目的として介護の仕事体験事業イベントを実施する。

第3条（業務履行場所）

委託業務の履行場所は、浦添市民体育館又は、甲が指定する場所とする。

第4条（委託期間）

この契約による委託期間は、契約締結日から令和8年1月31日とする。

第5条（検収及び引き渡し）

乙は、仕様書に基づく委託業務終了後、翌月10日までに甲に対して業務完了届及び報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了届及び報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に報告書について検収を行わなければならない。

3 前項の検収の結果不合格となり、報告書について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該報告書の補正を行い、再検収を受けなければならない。

4 乙は、検収合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該報告書を甲に引き渡すものと

する。

第6条（委託料の支払い）

業務の委託料（以下「委託料」という）は〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

2 乙は、委託業務の完了後、委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の委託料請求書を受領した日から、30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

第7条（委託業務内容の不適合）

乙は、第5条第4項の報告書引渡し後、委託業務内容に不適合が発見されたときは、甲の通知での請求により直ちにその修正を行わなければならない。

2 乙が前項の修正に応じないときは、甲がこれを行い、その費用を乙から徴収するものとする。

3 委託業務内容の不適合により甲が損害を受けたときは、乙は、甲に対してその損害を賠償しなければならない。

第8条（甲の催告による解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて其の履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合の他、この契約に違反したとき。

第9条（甲の催告によらない解除権）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第18条の規定に違反してこの契約に係る権利または義務を、甲の承諾なく第三者に譲渡し、又は引受させたとき。
- (2) この契約の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙がこの契約の一部の履行が不能である場合又はこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をし

た目的を達することができないとき。

- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日次又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 当該契約に関する甲の指示に違反したとき。
- (8) 第10条又は第11条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは情事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団を利用したと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第10条（乙の催告による解除権）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するとき又はこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第19条の規定により委託業務の全部又は一部を一時中止にした場合において、委託業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。
- (2) 第19条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。

- (3) 甲がこの契約を違反したことにより、乙が委託業務を完了することが不可能になったとき。

第11条（乙の催告によらない解除権）

甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となった場合には、乙は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約のこの契約の全部又は一部を解除することができる。

第12条（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第10条又は第11条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、第10条又は第11条の規定による契約の解除をすることができない。

第13条（任意解除）

甲又は乙は、必要があるときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

- (1) 相手方に不利な時期にこの契約を解除したとき。
 - (2) 甲が乙の利益を目的とする契約を解除したとき。
- 3 前項の規定による賠償額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第14条（解除に伴う措置）

甲は、契約が解除された場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した既済部分の業務委託料については、乙に支払わなければならない。

2 前項に定める業務委託料の金額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第15条（甲の損害賠償請求）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由にあるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第10条又は第11条の規定によりこの契約が解除されたとき
- (2) 前項に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は履行が不能であるとき。

第16条（契約保証金）

浦添市契約規則第6条適用による。

第17条（権利義務の譲渡等）

乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継続させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第18条（再委託の禁止）

乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第19条（業務内容の変更）

甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が著しく損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定める。

第20条（個人情報保護）

乙は、委託業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、法令等に従い適切に個人情報を保護する義務を負い、また、相手方の承諾なく第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

第21条（秘密保持等）

乙は、委託業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

第22条（所有権及び知的財産権）

乙が、本契約に関連して著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）を含む知的財産権の対象となるべき創作又は著作等を行った場合、当該権利は原則乙に帰属する。

第23条（信義則）

甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

第24条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義を生じた場合、甲乙誠意をもって協議の上決定する。

第25条（管轄裁判所）

本契約に関連して生じる一切の紛争は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙署名又は記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和7年 ○月 ○○日

甲 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市長 松本哲治

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○○ ○○ ○○○○○